

意思疎通の現状と課題について

西尾委員

平成 28 年 5 月 10 日の衆議院厚生労働委員会の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案」の審議に参考人招致におきまして、当初決まっていた、人工呼吸器装着者岡部宏生副会長の意見陳述が直前に拒否され、常務理事（健常者）に代わる経緯がありました。（新聞テレビでの報道のとおりです。）

拒否の主な理由は、「与党の委員から、ALS 患者を参考人とするコミュニケーションに時間がかかるので議論が深まらないとの反対意見がある。」ためとのことで、ALS 患者のコミュニケーション障害に対する差別的な対応は、患者が入院した際にも見られます。入院時の差別を改善する一つとして、私達は、慣れたヘルパーの院内付き添いを長い間、要望し、今回の法案によりやうやく合理的配慮が盛り込まれています。

平成 28 年 4 月 1 日より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が施行され、障害者への「合理的配慮」が定義付けられています。岡部は結果的に、国会審議の場において、意見陳述ができましたが、まずは障害の特性や社会的障壁の除去が求められる「合理的配慮」の適正な対応をお願い致しつつ、「意思疎通の現状や課題説明」をさせていただきたいと思えます。

発言内容 重度訪問に対応すべきヘルパー事業場が名古屋市以外の地域で探すことが困難です。特に夜間が厳しい現況にあり患者の声が医療者に届かず我慢している現況があります。
本件は、大きな課題ですので条例案を作成するにあたっては制度の見直しについて充分検討願いたいところです。